

U S S 行動・倫理規範

1 法令の遵守

日々の業務遂行に際し、関係法令（法律、社内諸規程など）の遵守に努める。関係法令などに不明瞭な点、疑問点がある場合には、統括本部に適宜相談する。

2 人格の尊重

企業の構成員として、人種、民族、国籍、性別、宗教、信条、障がいの有無、性的指向・ジェンダーアイデンティティなどによる差別をしてはならない。また、多様性（ダイバーシティ）の確保・推進に努める。

3 取引先への対応

役社員は、いかなる状況であっても、会員や取引業者からの常識を超える贈り物や接待の受領または供与をしてはならない。また、サービスに関して特定の会員への利益供与をしてはならない。

4 守秘義務

役社員は、会社・顧客・業者に関する未公表の企業秘密、秘密情報、社内情報などを外部に漏らしてはならない。

5 反社会的な個人・団体への対応

反社会的な個人・団体からの特殊取引・金銭などの要求に応じてはならない。また、総会屋などの発行する情報誌の購読・広告出稿を禁止する。

6 利益相反の禁止

役社員が、個人的な利益を会社および会員の利益と対立させたり、または対立するような状況を引き起こしてはならない。

7 公私の峻別

役社員は、常に公私の区分を明らかにしておかなければならない。

8 セクハラ・パワハラ行為の禁止

役社員は、職務上の立場を利用した性的要求や、性的な言動により、他の従業員に不快感を与える等、職場環境を乱すような行為（セクシャル・ハラスメント）を行ってはならない。また、職場における地位や権限を利用し、相手の人格を無視した言動や強要により、職場環境を悪化させる行為（パワー・ハラスメント）を行ってはならない。

9 インサイダー取引の禁止

業務遂行の過程で得た非公開の秘密情報を、個人として金銭上の利益のために不正に利用することは、法律違反であり、固く禁止する。

10 会社の有形・無形資産の保護

役社員は、会社の各種資産（情報、商品、備品、機器、消耗品、ブランド、ソフトウェア、信用など有形・無形資産）の保護に努め、これを乱用または不正使用してはならない。

(2020年6月23日改定)